

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和62年佐賀県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月28日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～4 略</p> <p>5～7 略</p> <p>8～35 略</p> <p>36 佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号。以下「任用規則」という。)第10条の6に掲げる職のうち、副課長（同相当職を含む。）以下の職への採用の選考に関する事。</p> <p>37～46 略</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～4 略</p> <p>5 <u>措置要求規則第2条の2第3項の規定による代理人の選任及び解任の届出の処理に関する事。</u></p> <p>6～8 略</p> <p>9 <u>措置要求規則第7条の2の規定による事案の解決、要求の事由の消滅等の届出の処理に関する事。</u></p> <p>10～37 略</p> <p>38 佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号。以下「任用規則」という。)第10条の6第1項(第4号及び第6号に限る。)に掲げる職のうち、副課長（同相当職を含む。）以下の職への採用の選考に関する事。</p> <p>39 <u>任用規則第25条第4項の規定による報告の受理に関する事。</u></p> <p>40～49 略</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、次条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正の一部改正）

第2条 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正（令和元年佐賀県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

佐賀県職員の任用に関する規則別表の改正規定を次のように改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後					
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="232 341 1102 475"><tr><td data-bbox="232 341 1102 389">1 ~ 39 略</td></tr><tr><td data-bbox="232 389 1102 475"><u>40 ~ 49</u> 略</td></tr></table>	1 ~ 39 略	<u>40 ~ 49</u> 略	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1158 341 2031 475"><tr><td data-bbox="1158 341 2031 389">1 ~ 39 略</td></tr><tr><td data-bbox="1158 389 2031 429"><u>40</u> 任用規則第25条第5項の規定による報告に関する<u>こと。</u></td></tr><tr><td data-bbox="1158 429 2031 475"><u>41 ~ 50</u> 略</td></tr></table>	1 ~ 39 略	<u>40</u> 任用規則第25条第5項の規定による報告に関する <u>こと。</u>	<u>41 ~ 50</u> 略
1 ~ 39 略						
<u>40 ~ 49</u> 略						
1 ~ 39 略						
<u>40</u> 任用規則第25条第5項の規定による報告に関する <u>こと。</u>						
<u>41 ~ 50</u> 略						